

淀川河川敷の占用等について

(1) 河川敷占用の状況

平成 22 年現在、淀川河川事務所所管の淀川水系（淀川本川、桂川、木津川下流、宇治川）の河川敷において、面的利用を行う占有面積は約 495 ヘクタール（地下埋設物等の占有面積等を除く）。河川敷の約 2 割を占める。

公園・緑地が約 244 ヘクタールで最も多く、全体の約 5 割を占めている。そのうち、淀川河川公園が約 226 ヘクタールであり、公園・緑地の約 9 割を占めている。

次に多いのはゴルフ場で、面積約 184 ヘクタール、約 37%を占めている。

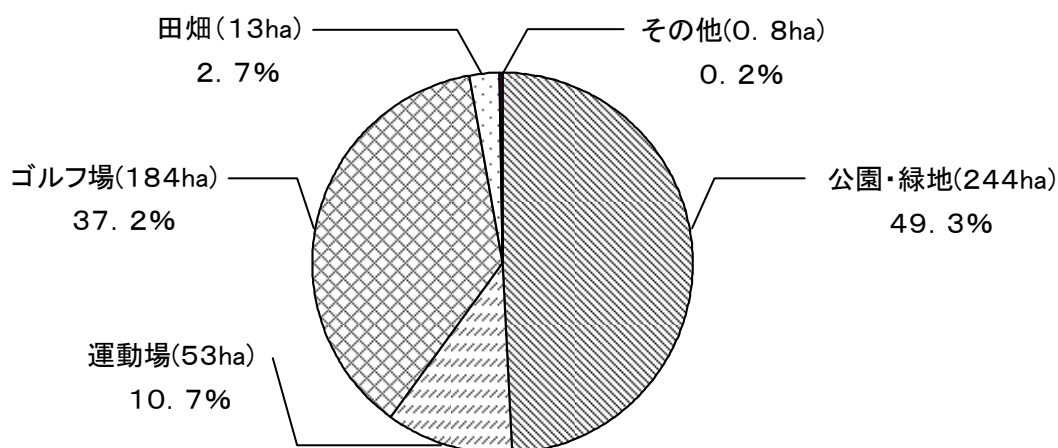


図1 淀川水系の面的利用を行う河川敷占用の割合（淀川河川事務所調べ）

(2) ゴルフ場

①河川敷占用ゴルフ場の概況

平成 22 年現在、淀川河川敷に占有しているゴルフ場は、淀川ゴルフ場、京阪ゴルフ場、高槻ゴルフ場、牧野パークゴルフ場、くずはゴルフ場、水無瀬ゴルフ場の 6 箇所。面積は計 184 ヘクタール。

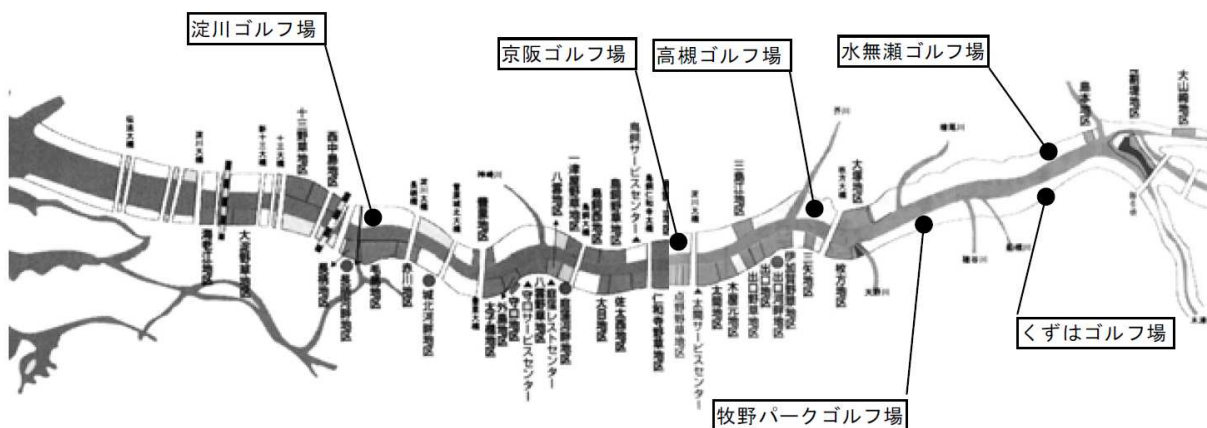


図2 ゴルフ場位置

| ゴルフ場名 | 管理主体 | ホール数 | 当初許可 | 開場 | 面積 (ha) | 料金 (円) |
|-----------|--------------------|------|--------|--------|---------|---------------------|
| 淀川ゴルフ場 | (株)淀川ゴルフ倶楽部 | 12 | S24.2 | S24.8 | 5.9 | 平:3,000 休:4,000 |
| 京阪ゴルフ場 | (株)京阪ゴルフ倶楽部 | 18 | S32.2 | S32.8 | 29.7 | 平:6,000 休:9,000 |
| 高槻ゴルフ場 | (株)高槻ゴルフ倶楽部 | 18 | S33.11 | S34.6 | 29.0 | 平:6,500 休:9,000 |
| 牧野パークゴルフ場 | 新日本観光(株) | 18 | S37.4 | S38.7 | 52.6 | 平:6,950 休:11,750 |
| くずはゴルフ場 | (株)樟葉パブリック・ゴルフ・コース | 18 | S32.9 | S32. | 51.7 | 平:7,720 休:10,870 |
| 水無瀬ゴルフ場 | (株)水無瀬ゴルフ場 | 18 | S38.10 | S40.12 | 15.0 | 平:4,100 休:5,300 |
| 合計 | | 102 | | | 183.9 | |

(注) 料金については、淀川は12ホール、他場は18ホールの金額である

表1 ゴルフ場一覧

②ゴルフ場の利用状況

平成21年度における河川敷占用ゴルフ場利用者数は325,179人。

利用推移をみると、平成4年度にピークを迎えた後は減少傾向にあったが、平成15年度以降は横ばいとなっている。

年間利用者数(人)

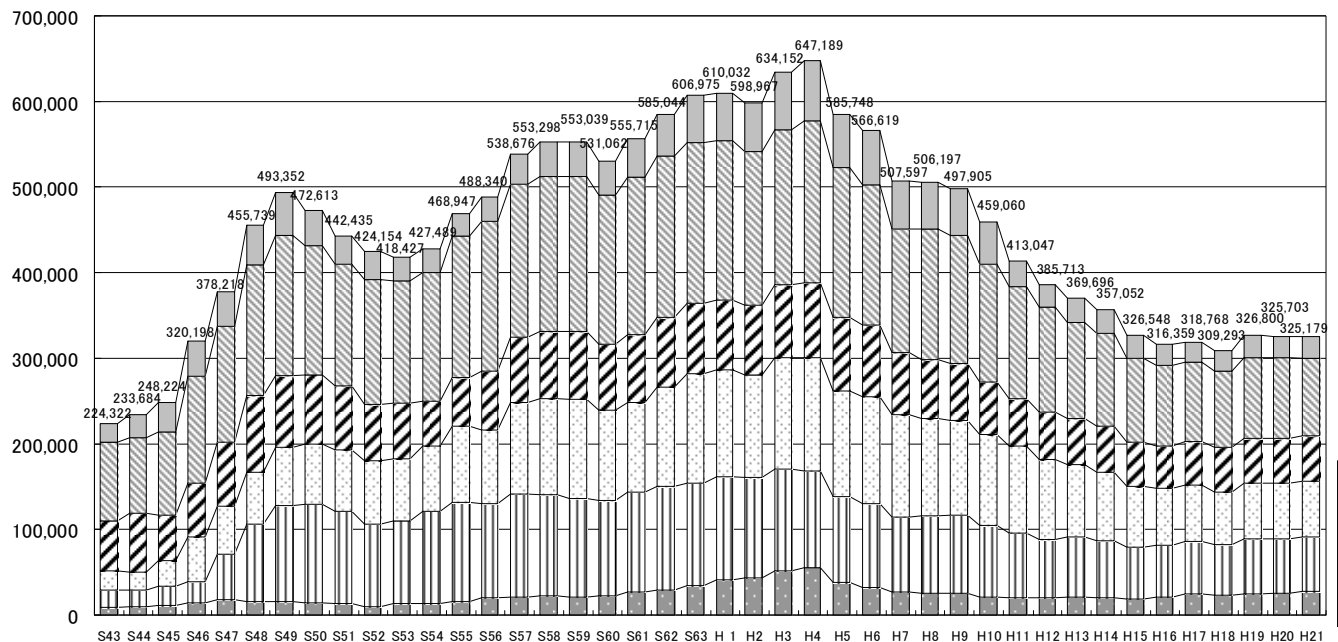
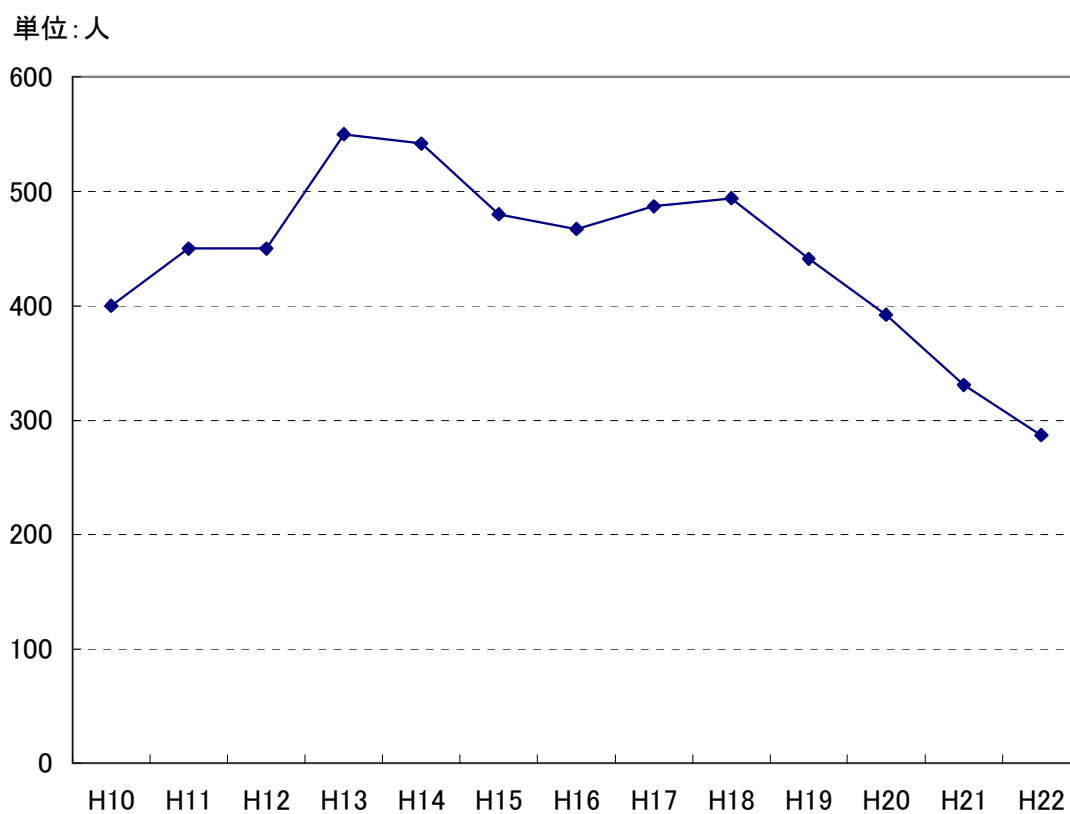


図3 ゴルフ場年間利用者の推移 (淀川河川事務所調べ)

(3) ホームレス

淀川におけるホームレス数は平成18年度以降は減少傾向にあり、平成21年8月現在では約290人となっている。



※H22年度は平成22年8月現在

図4 ホームレス数の推移（淀川河川事務所調べ）

(4) 河川敷利用の関連計画への位置付け

① 淀川水系河川整備計画（平成21年3月策定）

4.5. 利用

4.5.2. 川らしい利用の促進

(6) 川らしい河川敷の利用

河川敷利用にあたっては、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を推進するという観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、地域と川との関わりをふまえながら縮小していくことを基本とする。

ただし、単に河川環境のために制約されて利用できない空間とするのではなく、周辺環境・地域特性に配慮しながら検討を進めることとする。既存の利用施設が数多くの人々に利用され、また住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する存続及び新設の強い要望があることをふまえ、また、それらの施設が持つ防災機能としての役割が必要との意見もあることから、河川敷の利用施設については、個々の案件毎に、学識経験者、自治体等関係機関、利用者、地域住民の意見を聴きながら判断することとする。河川敷の利用施設が縮小されるまでの期間であっても、自然環境の保全に配慮するような手法についても検討する。

○ゴルフ場、公園等占用施設等

占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、利用者の意見とともに、河川環境の保全・再生を重視する観点から学識経験者・自治体等関係機関からなる「河川保全利用委員会」の意見を聴き、周辺環境・地域特性を考慮しつつ検討することとする。なお、占用許可施設ではないが、グラウンドの形態に利用されている河川敷や河川敷内の民地の利用についても、必要に応じて河川保全利用委員会の意見を聴く。

また、上記委員会とは別に、川らしい利用について総合的な検討を行うべく、学識経験者、川沿いの自治体等と幅広く意見交換及び提案を行う場を設ける。

(7) 違法行為の是正

河川敷で違法に行われている耕作、工作物設置等の行為は、違法行為是正実施計画に基づき是正に努める。

4.5.3. 憩い、安らげる河川の整備

(6) ホームレスへの対応

ホームレスに対して洪水等による危険性を周知するとともに、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)に基づき、引き続き自治体福祉部局等と連携し、自立支援に向けた情報交換等の対応を図る。

② 淀川河川公園基本計画（平成20年8月改定）

I. 淀川河川公園基本計画改定にあたって

4. 現状の問題点

「淀川河川公園基本計画改定委員会」では、ケーススタディの検討などを通じ具体的な現況と評価、課題などについて検討してきた。その中で得られた問題点として、自然環境の問題を中心に以下の項目が挙げられる。

4) 野草広場地区については、当初の基本計画において「季節感の回復及び青少年の自然のもとでの伸び伸びとした遊戯、自然観察の場の確保を図ること」と位置づけていた。しかし、現在に至るまでその多くが未開園となっており、その面積の大半が淀川河川公園の整備が始まる以前からゴルフ場等の占用施設が設置されているなど、その課題の解決が必要となっている。

II. 整備及び管理運営の基本方針

利用については、淀川水系河川整備計画(案)(平成20年6月)において『川でなければできない利用、川に活かされた利用』を推進する観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、地域と川との関わりをふまえながら縮小していくことを基本とするとされていることを鑑み、多様な主体の参加と連携のもと、すべての生物と共存できる健全かつ秩序ある利用を促し、淀川流域とその周辺の人々が将来にわたって自然とふれあえる河川公園とする。

なお、本基本計画の対象期間は、おおむね20～30年間とし、対象区域は、淀川本川の三川合流部付近から河口までの間、堤防の居住側における既存のサービスセンターの設置区域、及び現在河畔地区として設定されている地区とする。